

わが国における地域組織活動 に関する理論的課題

雀 部 猛 利

I 社会福祉を推進する二本の柱

——社会福祉観に関する発想法——

私たちが自分たちの幸せを高めてゆこうとする場合、その人びとが抱いていいる彼等の人生観、世界観、あるいは社会福祉観は、その人そのひとによって、それぞれ異ってくるのは当然であるが、少なくとも現在の社会に住んでいる日本人である場合には、最小限度の相共通する生活の基盤を共有しているはずである。それでは我われの社会福祉を推進してゆく場合、その互に共通する生活の基盤を一体なにに求めることができるのか。私は、その場合、互に相共通する生活の基盤を支えている社会福祉観の扱り処を日本国憲法の精神に求めることができるのでないかと考えている。人びとの人生観、世界観、社会福祉観がどのように異っていようとも、また我われのイデオロギーや価値体系がどれほど異質的なものであっても、法治国家のなかで生活している限り、現行憲法の理念と精神を尊重する姿勢のなかから、我われの幸せを高める行動についての発想法が生れてくるのは当然であり、またそうした姿勢のなかにこそ、国民としての互に共通する広場を現実に見出すことができるし、また我われの幸せを高め、社会福祉を推進する原動力が生れてくるのではないか。

我われが生活している現実の社会は、資本主義国家であり、民主主義社会であり、大衆社会であるなどとよく表現されているように、その社会を分析せんとする観点によって、我われが生活している現実の社会の特質も、いろいろと指摘することができるし、またそのような特質が支配する生活への影響力も看過することはできない。たとえば、まだ封建遺制を多分に温存している資本制国家であるという現実の特性は、国家や地域社会や家庭のなかにも、封建的

な政治的権力が残存しているが、資本制国家であるという、そのこと自体が国家の政治や行政のなかで資本効率優先の原理を中心とした大きな財政政策軸が支配するという厳しい現実もでてくるのである。したがって、企業を支配する能率の論理によって、その内部から起つて来る社会変動力は、住民を支配する生活の論理にとっては、まさに外部から押しつけられる圧力となってくる。しかしながら、そうだからといって国家は国民の生活や幸せを軽視するわけにはいかないしそれ故に国家は住民のなかに内在する生活の論理を無視することは許されないし、国民の幸せを保障する政治的責任を負わされているのである。多くの人びとがよく引用する日本国憲法第25条は、確かに国民の生活権を保障する政治的責任を明記したものである。すなわち、憲法第25条の第1項には、「①、すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と記されているが、この場合の健康というのはW. H. O. 憲章の前文のなかでも示されているように、単に病気にならないという狭義の肉体的な健康だけを意味しているものではないはずである。^(註1)

1. 健康とは健全な生活を営みうる人間の状態をいうのである。
2. したがって健康は常に肉体ないしは病気の問題としてではなく、全体的な人間活動すなわち生活の問題として把握されなければならない。
3. 生活はあらゆる場面において、地域共同社会（community）の問題に関聯している。
4. したがって健康は単に個人ないしは家族の問題としてではなく、地域共同社会の問題として把握されなければならない。

このように精神的にも、肉体的にも、社会的にも全体的な人間の生活として、健全に営みうる状態を実現できるようにするために、どうしても国家や地方自治体がその責任を充分果たしてくれなければならないし、また現に憲法第25条の第2項には、地方自治体をも含めた国家が国民に対して、そのような健康で文化的な最低限度の生活を営みうるという権利を保障するための政治的責任を果たさなければならないことを明記しているのである。すなわち「国はすべての生活部面について、社会福祉、社会保障および公衆衛生の向上、および増進に努めなければならない」と規定し、また地方自治法が「地方公共の秩序

を維持し、住民および滞在者の安全、健康および福祉を保障すること」は、地方自治体がその行政事務として処理すべきものとしている。このような国や^(註2)地方自治体の政治的使命こそ、まさに社会福祉を増進していく二本の柱のうちの大切な一本の柱であり、我われの社会福祉観を支えている一つの重大な構成要素となっているものであるに違いない。したがって地域住民の生活上におけるいろいろな社会的障害は、その政治的責任を果たす意味においても、これを積極的に除去してゆく努力が、国や地方自治体によって示されなければならないし、またそうした政治的責任の完遂が促進されるように、住民たちも近代社会に生きる市民としての、社会福祉対策活動であるcommunity actionを高めてゆかなければならぬという、一つの社会福祉観が育成されなければならない。

ところが我われの社会福祉観を支えている処のもう一つの大切な柱とは一体なにであるのか。それは現代社会における生活の自己責任に関する原則であり、幸福を追求せんとする人間の権利に対する自己責任の原則である。ご承知のように、憲法第12条のなかに「この憲法が保障する自由および権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない」と書かれているが、この場合、憲法が保障する自由とは、まさに日本国憲法が国民に保障している各種の自由権のことであり、具体的には、思想および良心の自由（第19条）、信教の自由（第20条）、集会、結社および言論、出版その他一切の表現の自由（第21条）、居住、移転および職業選択の自由（第22条）、学問の自由（第23条）、などを享受する権利である。またこの憲法が保障している権利とは、生存権であるとともに幸福を追求する権利である。したがって、この自由権と生存権とから成り立っている人間としての基本的人権は、日本国民であるかぎり、それは「国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない」と示されているのである。このことは勿論、住民の政治的関与や要求というソーシャル・アクション的な社会福祉対策活動の責任をも含むものであるが、それと同時に、そこでは生活における自己責任の原則という考え方方が生れてくるのである。社会事業の原理・原則を学ぶ場合は、我われは欧米におけるソーシャル・ワークの原理原則を引用してよく自己決定（self-determination）の

原則であるとか、自己責任 (*self-responsibility*) の原則であるとか、自助 (*self-help*) の原則であるとか、^(註4)自己志向 (*self-orientation*) の原則であるとか、^(註5)そのほかいろいろな諸原則を重視しなければならないといわれているが、私は、日本国憲法第12条の精神も、こうした考え方と相通する一つの理念であると思うので、わが国の社会福祉を推進していく場合に、忘れられてはならない大切な一つの柱であると私は考えているのである。

したがって私の社会福祉観を支えている二本の柱は、一方においては國や地方自治体の政治的責任が完遂されていくことによって、國民の社会福祉が向上し、増進されるのだという期待や社会福祉観であるとともに、他面においては、自分たちの責任において、社会的動物であるという本性をもつ人間が、地域共同社会の問題としてみずから努力によって成就していくのだという責任や社会福祉観であるところに、現実の社会福祉観が構成されているのである。そして一見相矛盾するようにみえるこの二本の柱は決して互に相矛盾するものではなく、謂わば織物の縦糸と横糸との関係のようなものであり、互に相補完しあうような関係であるという認識こそ、我われが社会福祉を増進する価値観の大切な原動力ではなかろうか。

このような社会福祉に関する根源的な大原則ともいえる発想法が、生活するその人間の社会福祉観として確立しているときに始めてそこから行動への原動力となる使命観が湧き上がってくるのである。社会福祉における地区活動の推進という謂わば、*community organization work* に関する原理原則も、このような日本の状況と具体的な諸条件のなかで醸酵していくときに、それが単なる技術の附け刃ではなく、生活そのもののなかから湧き出てくる哲学となり、行動力となって、遂にはより効果的な成果を挙げるための具体的な諸手段や現実的な諸技術を探し求めて行く姿勢が、そこから自然に生れてくるものである。地区活動は生きものであるといわれているのも、そのような日本の状況の特殊性と地域の具体的な諸条件を重視するところに、その正体が存在していることを看過してはならないと思う。

II 地域組織活動の現状分析

—理論の現状と実践の現状—

わが国における地区組織活動の推進を支えている理論の現状は、その殆んどがアメリカ社会事業における **community organization work** の理論をそのまま借用しているか、さもなければ未だに通説として固まる段階にまで至っていない諸説や発想法が混乱しているというのが、恐らく現実の姿であろう。したがって日本の歴史的・社会的背景などを捨象した技術論のみが直輸入的に導入されているか、さもなければ各大学や機関において、それを担当している学識者が、各自それぞれ試行錯誤的に、その理論付けを表明しているに過ぎない。そのために、それが地域における現実の実践的な活動に耐えうる充分な効果が発揮されているとはいえないばかりでなく、ときにはその実践活動を混乱させているのが現状である。またそのためにこそ、地区組織活動推進中央講師団研究協議会のような研究集会が催され、地域組織活動に関する理論と実践の土着化をはかる必要に迫られているのである。

明治学院大学の教授であるとともに実践活動の理論的な学識経験者として、これまで全国の地区組織活動の推進を指導してこられた重田信一氏は、社会福祉講座2のなかで、その地域組織活動の理論的性格の混乱性と未成熟性とを指摘しておられる。すなわち地区組織活動というのは、その過程そのものに価値があり、過程として捉えるところに、その目的があるという考え方と、その活動の効果を重視する専門技術として捉え、活動の成果こそ、その価値があるという考え方とが、互に相対立している。そしてどちらかといえば、前者は理論的な指導者によって支持される立場であり、後ははどちらかといえば実体的指導者によって支持されているところのものの考え方であるが、この二つの考え方は、あたかも両者が二律背反的であるかのように考えられているのが、末端の現場における一般的な実態である。しかしながら、この二つの類型は、その地域社会の特殊性やそのときの諸条件によって、それぞれ期待される比重が異ってくるとはいえる、決して二者択一的な原理類型ではない。我われの生活においては一見相反するような二つの命題が、ともに相補完しあう役割を果たして

いたり、生活という主体的な立場において弁証的な統一が保たれているものも決して少なくない。我われが地区組織活動の実体を推進していく場合でも同じことがいえるのであって、その過程を重視する考え方を強く打ち出さなければならないときもあれば、その成果を重視する価値観を尊重せねばならないときもある。要は「出る幕」という課題であって、どちらの考え方か、この場合、より強調されるべきであるか。こちらの考え方をより強く打ち出すべきであるか。あちらの考え方をより重視すべきであるかは、そのときの諸条件や目的や民度などを勘案して、相対的に決定すべき性格のものである。それ故にこそ、^(註6)**Hans Freyer** のいう歴史的・社会的現実に対する社会学的な観点が、その理論構成の重要視点として組み入れられねばならない。

またアメリカにおける **community organization work** に関する多くの文献に目を通す場合、誰しもが感ぜられるように、**community organization work** は、その地区の「ニードとリソースとの調整」にあるのだという点を強調する学者もあれば、^(註7) またその地域社会に存在する多くの機能集団が互に「協調し統合し」合って、相互間の連絡調整を保持することに力点をおく学者もいる。^(註8) また、ある者は問題解決への直接的なサービスを効果あらしめるための計画に重点をおくべきであって、間接的な諸条件の整備にあると考えている者もいるかと思えば、専門的なサービスと民主的な過程との関係づけとして理解している学者もいる。^(註9) またなかには英國の社会事業における伝統的な考え方として尊重されている “not money, but yourself” という理念にも通ずる自己志向性 (*self-orientation*) の原則を強調している学者もいる。マレー・ロスは地域共同社会がみずから、その必要性と目標を発見し、それらのニードに順位をつけ、それを達成する確信と意志を開発し、必要な資源を内外に求めて、実際行動を起こすような実践的な態度を養い育てる過程を重視していることは周知の通りである。^(註10)

ところが、わが国における地域組織活動は、アメリカ社会事業においていわれている謂ゆる **community organization work** と全く同一のものとして理解してよいものだろうか。地域組織活動は **community organization** の日本版であるという意味において、全く同一のものとして取扱ってよいものだろ

うか。もし、そうだとすれば、アメリカ社会事業における **community organization work** の原理原則は、そのまま日本においても通用するはずであるし、またそれが適用されねばならないはずである。ただ日本的な特性としての歴史的・社会的背景や日本の文化的な類型やその地域における民度の特殊事情を、それらの理論に加味し、**community organization work** における日本的な特性という側面を充分吟味し、地域の実情に即応する形において、それらの理論を **modify** して、充分現実の特殊事情に耐えうるものにしなければならない。

III 地域組織活動の日本的特殊性

——一般的なC. O. 理論に欠けているもの——

アメリカにおいては、**community organization** とは、一般に「地域社会のいろいろな諸問題（needs）」を発見し、これを解決するために、その地域社会の人的、物的、資金的な資源（social resources）を活用していく過程（process）であるといわれている技術であるが、それは地域社会に既にできあがっている処のそれらの関係団体や組織自体を指すのではなくて、それは寧ろ一つの働きを行う過程であり、機能であることが強調されてきた。

社会事業の場合についていえば、各種の社会事業団体や組織が、お互に殆んど連絡もなく、自己の関係領域の仕事を推進している場合には、関心の分散（the dispersion of interests）現象におちいり、互に仕事が重複したり、脱漏したりして、その効果を充分發揮することができない。そこで公的機関の社会事業部門をも含めて、分化され、専門化された各機関の代表者による協議体を作り、連絡調整をはかっていくことが **community organization work** の一つの類型として現われた。ところがアメリカでも狭い範囲の地域や、経済的に恵まれない地域や発達の遅れている地域などでは、民間の団体も少ないし、事業の分化や専門化も進んでいないところも多く、地域づくりが重要な課題であるところも少なくない。そこで、この地域づくり運動の方式とし

て採用されている考え方を説明づける **community organization** の定義として、キングの考えを紹介すれば、彼は **community** とは問題を解決するために共通の利害や関心をもつ人びとを組織化し、維持していく過程であると説明している。またオグデンの場合も、「人間の福祉に対して関係を有するもろもろの施設、団体、機関など（**social agencies**）を社会福祉の確保と増進という共同の目的を中心として組織し、この共同の目的を達成するために社会的な諸問題（**social needs**）を討議し、これらの問題のなかに含まれている事実を精査発見し、この事実に基づいて合理的かつ実際的な社会福祉計画を樹立し、それを公私の機関（**agencies**）において実践せしめ、もしくは立法化せしめる——即ち社会対策行動（**social action**）に移すところの方法であり、活動である」と述べているし、フィンクの場合においても、「より一層意義ある満足な生活を営むために、社会福祉資源を発達させ、維持し調整する過程である」といっているように、我われの地区組織活動も **community organization work** の一つであると考えて差支えない。ただ問題は、この場合アメリカで主として発達した原理原則は、長い歴史のなかで民主主義が育成し、確立した社会の住民たちの価値体系に密着したものであることを前提としたものであるために、わが国のように封建制度の残渣がかなり濃く尾を引いている地域社会や個の自覚や近代市民社会がまだ充分に確立していない現実の地域社会にあっては、ロスが掲げているような、**community organization** を支える原則としての五つの傾向性（**Trends**）や彼が別の書物のなかで指摘している **community organization** 成立の六条件などが^(註1)そのまま日本の地区組織活動を推進させる場合の原理として、充分消化されているだろうか。ロスが示した **community organization work** の実施上の13原則の紹介に際しても、わが国における地域の実情に応じた解説が必要ではなかろうか。すなわち、**community organization work** の理論が日本の社会において実践的な武器として、理論的にも、実践的にも土着化し、その地域住民によって受けとめられ、消化される場合には、それが実践上の指導原理として、その住民の尺度に適した形に **modify** されるという戦術上の課題が充分検討されなければならない。地域住民が充分消化できる形の指導原理として紹介されていないような

理論の紹介にとどまっている処に、現実の課題が残されており、それがわが国における地区組織活動を推進していくうえにいま最も欠けている問題ではなかろうか。

IV 地区組織活動のエネルギーとその方向 づけに関する課題

全国地区衛生組織連合会と日本公衆衛生協会が、昭和41年2月15日に発行している「新しい時代の地区組織のあり方」というパンフレットは公衆衛生に関係している公私の機関の代表的な権威者10人によって編集された資料である。したがって、この資料は全国の地区衛生組織活動を推進しておられる第一線の多くの指導者のための実践教典のような役割を果たしてきたと考えて差支えないと思うが、それが昭和40年度委託事業として刊行された指導者であり、わが国における社会学の権威者の一人である柏熊岬二教授によって執筆されたものであるだけに、私はこの資料を一つの足場として、これに若干の批判を加えながら自論を述べ、多くの専門家たちによって再批判していただきたいと考えている。

1. まずははじめに、この資料が指摘しているように、わが国の地区組織活動の担当者や指導者の数そのものは、量的にみて確かに決して少なくない。このことは衛生活動の場合だけでなく、社会福祉活動の場合においても、教育や司法関係の分野においてもいえることであって、大会などにおいて現われる巨大なエネルギーの結集には、私も驚きを感じると共に、力強くさえ思っているし、正しくこのエネルギーを方向づけさえすれば、質的にも、量的にも明るい希望が湧き上がる可能性を示している。それだけに彼等のもつ潜在的なエネルギーを理論的に正しく方向づけなければならない義務と責任を我われは強く感ずるのである。ただこの場合誤解してはならないことは量的に結集されているエネルギーが、ただちに住民参加の現れであると判断されるならば、それはとんでもない誤解を生じる結果となる。上から指示や指令によ

る割当て制の動員力のもつ威力は認められるが、それがややもすれば丸抱え方式の住民包絡に通ずる構造的な本質を備えている場合と同質的性格を帯びてくる危険がある。地域住民を丸抱え方式によって包絡しておりさえすれば (citizen involvement)、それで住民参加の原則 (citizen participation) が貫かれているかのような錯覚を抱えている場合すら決して少なくない。

2. そこで、この資料が解説しているように「社会の発展方向と現代社会の構造的特質」という問題を無視しては、地区組織活動の推進は成功しないということは確かである。したがって、現代社会の構造的な特質や社会の発展方向を正しく理解しなければならないのは当然のことであるが、現実の日本の社会を眺めてみると、都市化や近代化や大衆社会化の程度は地域によって著しく異なってくるために、一般的な抽象理論として単に現代社会の構造的特質を地域住民や地区指導者に理解させるだけでは、直ちに実践的な理論的武器として、それが地域活動の指導に役立つかどうか、極めて不安と疑惑を抱かざるを得ない。第一線の指導者の教典として、実践上の指導書として役立つためには、指導者層の分析と、それに対応する具体的な内容にまで変形し、消化不良にならないような実践的なものにしなければならない。そのためには少なくとも、日本の現実の社会を少なくともいくつかの類型に区分し、その民度や文化類型に応じた具体的な社会の特質と、その方向性を指摘しなければならない。たとえば農村型のなかにも純農村もあれば都市化のかなり進んだ都市近郊型農村もあるし、都市型の場合でも団地やベッド・タウンや商店街などによっても、地区住民の特性は異ってくるし、大きな地域ブロック群を考えてみても、いくつかに類型化することができる。地区住民の指導者が最も切実に知りたがっているものは、自分たちの活動の場として展開している当該活動地区の村や町の住民の意識構造や、その特性に関する知識であり、それに対応する技術であって、その住民は実践活動へと動機づけるために、直接必要な分析能力と実践上の技術である。そのような実践的な場において活用しうる地区組織活動の知識や技術は、残念ながらそれを訓練してくれる機関や専門家がわが国では欠けているために、それらしきことを取扱っている機関や、それに近い学問や技術を研鑽している者がこれを担当

している場合が多く、そのため理論的な指導面においてもその内容の面においても誤りを侵している場合さえ見受けられる。

実践活動にだざさわっている現場の指導者は、現実を断ち切る充分なナイフとなる理論を欲しているのに、理論研究にだざさわっている学者の研究業績は、それでもって現実を切ってみるという試みを一度も経験しようしない理論であるナイフのみを、昨日も今日も、そしてまた明日もただ磨きつづけているところに、現実の問題があるのではなかろうか。ただ現実を盲滅法にたたき切ればよいというものでもなければ、切ってみもしないで、ただ理論となるナイフをあれこれ選んでいる実践家と理論家が互にもっと歩み寄る姿勢が必要である。

3. 基本的な社会事業理論の初步的な理解においてさえ、疑念を抱かざるを得ない指導書が全国に出回っていることすらある。前に掲げた全衛連出版の「新しい時代の地区組織のあり方」(pp. 23-26) のなかで「ニードの把握と開発」について次のように解説している。「必要なのは組織活動で取り上げるべき内容を、住民のニード（要望もしくは欲求）によって決定することである」「ただ往々にして、役員自身の欲求をそのまま住民のニードと思い込んでしまいがちである。もちろん、組織の役員は一般住民の代表であるから、そう思うにも一理はあるが、理論的には役員の人たちと一般住民の間に差があるとみたほうがより妥当である。」「客観的に必要な事項とニードとの間のずれが何に由来するのかを解明しなければならない。いうまでもないことであるが、ニードとは住民の主觀にもとづくものである。従って客観的にみて緊急性のあるものが必ずしもニードとしてまとまらないことがある。」このような理解は社会事業理論に関する専門書のどこを探しても、残念ながら私には発見できないばかりか、この見解は住民の **needs** と **wants** との関連に関する大切な出発点であり、ニードとは何ぞやという社会事業理論の全く初步的な誤謬である。「客観的な必要性とニードとの間にずれがありうるので」と解説しているが、ニードとは、そもそもその条件が満たされなければ正常な社会生活の上に障害が起ってくるという、まさに解決しなければならない客観的な必要性に迫られているものであって、決してニードと

は個人の主観的な欲望や欲求ではないはずである。

4. したがって、ここで特に強調したいことは、わが国における地区組織活動を推進する場合には、日本の歴史的・社会的現実のなかから、日本の地区組織活動理論を生み出してゆかねばならないと共に、*communitiy organization work* の専門用語を乱用したり、誤解を招くような解説は慎んで欲しいということである。それは丁度川で「ドジョウ」を捉える場合の「コツ」とよく似ている。「ドジョウ」を摑む場合には、それを完全に手のなかに握り込んでしまうまでは、用心して慎重に振舞わねば、それはぬるりと指の間から逃げてしまうが、一端完全に摑み切ると、あとは自由奔放に振舞わしても大丈夫である。これと同様に専門用語を日本語に翻訳して使用する場合でも、その言葉の本質を完全に正しく理解し切ってしまわないうちに、日本語化しようとなれば、そこに危険がともなうことが多い。私は外国で生み育てられてきた *community organization work* の理論を大いに吸収しなければならないと考えているものの一人であるが、日本的な場に適応できる理論として、それが充分消化されるためには、その理論を日本的な諸条件のなかで modify する際に、よほど慎重に気を配らなければならないが、この作業こそ、まさにわが国の地区組織活動のエネルギーとその方向づけを行う場合の重要な課題であり、戦術と戦略との関係を考慮しなければならない実践社会学上の問題である。

(註 1) 「健康であること」誰しも願うところですが、W. H. O.（世界保健機関—国際連合の仕事のうちで、保健衛生の分野を受持っている専門機関）憲章の前文では「健康とは単に疾病または病弱の存在しない状態をいうものではなく広く肉体的、精神的、および社会的福祉の完全な状態をいいあらわすものである」と述べています。

『病気』という文字の示すように「病は気から」とは古くから言い伝えられて來たことですが、今日人間の健康な状態に、健康な精神と肉体の有機的な結びつきがあることは、精神身体医学の発達等によって主張されていることです。更に社会の人間関係の複雑化は、こうした心身の健康といった問題に人々の関心を一層向けざるを得なくなってきたのですが、今日社会福祉が自らの使命として社会関係で疎外された人間の回復を図るということを探り上げざるを得なくなった理由もこの辺にあると考えられます。

- (註2) 地方自治法第二条第3項
- (註3) 日本国憲法第12条
- (註4) Murray G. Ross: Community Organization 1955. pp. 13—16.
21—23. 28. 35. 37. 84.
- E. B. Haper & A. Dunham: Communiy Organization in action
19 . pp. 90. 93. 107.
- C. G. Murphy: Community Organization Prectice. 19 pp. 112.
115.
- Welter A. Eriedlander: Concepts and Methods of Social work
1959. pp. 3. 22. 86. 121.
- (註5) National Association of Social Workers: Encyclopedia of Social
Work 1965. pp. 680—683.
- W. A. Friedlander: Concepts and Methods of Social Work
1959. pp. 3. 86. 253.
- Peter Kuenstler: Community Organization in Great Britan
1961. pp. 18. 22. 93.
- Arthur Dunham: Community Welfare Organization 1958. pp.
88. 89. 253.
- (註6) Hans Freyer: Soziologie als Wirklichkeitswissenschaft, Logische
Grundlegung des Systems der Soziologie. 1930 B. G. Teubner.
福 武 直 訳 第八節
- (註7) Authur Dunhum: “what is the job of the Community Organi-
zation Worker?” Proceeding of the National Conference of
Social Work, 1949. p. 162.
- Ernest B. Harper and Authur Dunham;
Community Organization in Action, N. Y., U. S. A., Association
Press, 1959, pp. 54-55.
- (註10) Murray G. Ross.: Community Organization 1955. pp .30—40.
- (註8) Ibid
- (註9) Ibid
- (註11) Murray G. Ross: Community Organization 1955.

Theoretical Problems on Community Organization Work in Japan

Résumé

We can find out two important supports driving forward the social welfare in the spirit of the Constitution of Japan, which was established after the World War II in accordance with the purport of the Potsdam Proclamation, prescribes the rights and obligations of the people much more extensively than the previous Constitution. In particular, the Article 25 reads, "All people shall have the right to maintain the minimum standards of wholesome and cultured living. In all spheres of life, the state shall use its endeavors for the promotion and extention of social welfare and security, and of public health." The Article 25 thus prescribes the people's right to live and also declares that to secure the life of the people is the duty and the responsibility of the state. On the contrary the Article 12 reads, "the freedoms and rights guaranteed to the people by this Constitution shall be maintained by the constant endeavor of the people, who shall refrain from any abuse of these freedoms and rights and shall always be responsible for utilizing them for the public welfare." The Article 12 thus prescribes the people's obligations to live and also declares that to keep the life of the people is the duty and responsibility of the people. This two ways of thinking in the case of community organization work must be respected by the good citizen.